

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成29年11月21日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成29年11月21日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員長	喜々津 英 世	副委員長	金 子 恵
委員	安 部 都	委員	西 岡 克 之
委員	岩 永 政 則	委員	河 野 龍 二

職務のため出席した者

議長	内 村 博 法	副議長	山 口 憲一郎
議会事務局長	谷 本 圭 介	課長	富 永 正 彦
課長補佐	細 田 浩 子		

本日の委員会に付した案件

- (1) 議会の委任による専決処分について
- (2) 長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて

開 会 9時26分

閉 会 12時09分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。若干、まだ時間がありますけれども、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会致します。

本日は、前回まで3回ぐらいでしたか、それぞれ皆さんに御提案をし、意見を聞き、そしてある程度議運としての考え方がまとまっておりますので、今日は再確認をまずしたいと思います。富永課長から説明を申し上げます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

まず、町長の専決処分に係る軽易な事項の指定に関する条例の案でございます。前回までの修正部分を全て見え消しでお示しをさせていただいております。1条と2条の1項、2項はそのまま、3号につきましては交通事故の部分を削りまして、法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以下のもの。4号が訴訟物の部分が消えまして、目的物の価額が300万円以下の和解。5号が消えまして6号が繰上がりまして、既設条例中、その趣旨に変更を及ぼさない程度において字句を修正すること。7号を削除。8号が6号に繰上がっているということで以下は修正を掛けておりません。この状態であることをまず御確認をいただきたいと思っております。

○委員長（喜々津英世委員）

それぞれ、前回、ある程度意見の一致を見た文言の整理については、今課長が読みあげたとおりでありますけれども、これで何か御意見があればお伺いしたいと思います。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

4号は前回確認した時には、訴訟物並びに目的物の価額がというふうにせんやったですか。目的物だけ残ってるんですけど、これは前回の確認とちょっと違うんじゃないかなと思うんですけども。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

4号ですけれども、訴訟物並びに生きておりますので、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。

○委員長（喜々津英世委員）

今説明がありましたように第4号の部分は訴訟物並びに目的物の価額が、というこれの誤りでありましたので、訂正をお願いします。

他に無いようでしたら、もう1件、別刷りの紙で準備をしておりますので、これについて富永課長から説明を申し上げます。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

2枚目の民事訴訟法上の債権管理と書いてある矢印の入ったペーパーでございますけれども、実は前回、条例案の5号の町営住宅の関係を削除ということでお話が進んでいたと思います。こちらの方に民事訴訟法の債権事務の流れと徴収事務の流れということでフローを書いておりますけれども、まず左側の矢印が徴収事務の流れということで町が行う事務手続の流れを書いております。上から順に民事訴訟法の382条で、町は裁判所へ支払督促の申立てを行います。その後、裁判所から債務者へ支払督促1回目が送られてきて、2週間以内に債務者の異議申立てがなければそのまま下に行きまして、391条で裁判所への仮執行宣言の申立てを行うという形になります。この申立てが行われずと裁判所は債務者への仮執行宣言を付した支払督促2回目を送って、その送達から2週間以内に債務者の異議申立てが無ければ町は仮執行に着手できるというこの縦の流れが1つございます。債務者の方から裁判所へ督促が来た時の2週間以内の異議申立てのチャンスが2回ある訳ですが、この2回が異議が申立てられますと最初の町が裁判所に支払督促の申立てを行った時に遡って、395条の右側になりますけれども、四角で囲った督促異議の申立てによる訴えの提起とみなすと、遡るみなし行為が行われます。通常、町の事務とすれば左側の矢印で下に下りていくんですけども、その途中で異議が申立てられると最初の申立ての部分が訴えの提起とみなされてしまう、法的にですね。みなされてしまうというところに今のところ、法上なっております。下に文章5行入れておりますが、上記のとおり民事訴訟法によれば、訴えの提起ではない支払督促の申立てが債務者の督促異議申立ての有無とそのタイミングによって結果として訴えの提起とみなされてしまうという状況であります。少なくとも大村市が指定をしております支払督促の申立てに係る訴えの提起、和解及び調停に関することにあるように、民事訴訟法の支払督促の申立てと仮執行宣言の申立てについては、徴収事務の一連の手続として担保してやる必要があると。ここ括弧書きで書いてますが、自治法と民事訴訟法の矛盾と申すか、そこを埋める必要があるということで、ちょっと考えて御提案をさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、民事執行法上の債権管理（町営住宅等）としておりますけれども、第5号はもう削除するというふうにしておりましたけれども、それで委員会としてはまとめていきたいと思っております。ただ、こういう流れもあるということを一応知った上で、今後の町の動きを見ておく必要があるかということで提案をしております。何か質問等があれば。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

この流れを見ると最初の支払督促の申立てそのものは訴えの提起には入らないということなんですけど、この流れが続くことによって、それが必然的に訴えの提起に変わっていくというふうになるということなんですけど、民事訴訟法による立場とやっぱり地方自治法の訴えの提起の議案、議会の議決が必要だという部分では、この括弧書きにあるように

齟齬、矛盾がまだあるのかなというふうに思うんです。今回はそういうふうな形で5号については専決処分から外すという形ですけども、まだまだやっぱりそういう意味では、全ての自治体がそういういろんな対応をされてる状況でしょうから、委員長が言われるように今後研究して、これが訴えの提起に入らなくて、支払督促は民事訴訟法では入らないというふうになってますけども、やっぱりこの地方自治法96条によると調停仲裁に関する事も議会の議決が必要だというふうになってますんで、当面はこういう立場でやった方が良くと思うんで。質問したいのはまだまだどの自治体も法的にこうだというふうな確定が出てないという形で捉えて良いんでしょうか。この矛盾があるという部分ではですよ。だから、これが正解だというところがまだ十分出てないと。その自治体では対応はばらばらされてますけども、そういう捉え方で良いのかなというふうに1つ思うんですけども、説明していただける部分があれば、お願いしたいと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

自治法と民事訴訟法の矛盾という部分ですけども、96条において訴えの提起を議決するということは訴える前に議決を取れというのが自治法の趣旨です。ところが、民事訴訟法の場合は、この申立てまで遡るんですね。となると、この訴えの提起そのものも遡る形になるので、自治法の事前の議決というのが採れないという形になってしまう訳です。御理解いただけますかね。ですから、長崎市とか佐世保市とかちゃんと法制がしっかりしたところについては、この矛盾に気付いて、それは無理だなと止むを得んということで、長崎市はじめ市のレベルはほとんど、その部分については事務の執行ができるようにということで担保してあるというのが実態です。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

今、いろいろ御意見を出していただきました。いろんなケースを想定してとっておりましたけれども、これについては今の協議の中でもそこまでせんでもということのようでありますから、一応この別刷りのこれは参考資料ということで、それぞれ理解をしていただいて、先程課長の方から再確認をした条文で最終的に議運として全員協議会説明という形でさせてもらいたいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

約1時間ですから場内の時計で40分まで休憩致します。

(休憩 10時23分～10時38分)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

事件番号2の政治倫理条例の見直しについての件を議題といたします。この資料につきましては、今日お配りした、見直しを進めていく上で新旧対照を作った方が理解しやすいのかなという思いで作った資料、これが3枚物、あるかと思えます。これを基に協議をしたいと思っております。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

今お配りした長与町議会議員政治倫理条例の見直しについて（案）というのでいっておりますけれども、これについて、前文で6行ほどまとめております。政治倫理条例については平成27年12月議会で第8条委任事項の字句、規則を規定に変えただけで現在までなっとるということです。下から3行目、先般の学校給食米を巡る問題を調査する過程で審査請求手続き、罰則規定等を含め、多くの不備事項も見受けられる。再発防止及び町民の信頼回復の為にも条例の見直しは急務であると考えている。ということで見直しの意味をまとめております。主な見直し事項ということで（1）から（4）まで、例えば第3条の政治倫理基準の追加及び削除。①、②、ここら辺に例えば請負契約に教育委員会や町と密接な関係のある法人等も取引も加算、加えたと、案としてですね。それから②が政治倫理で地方自治法とか公職選挙法、この条文には法律名を直接入れておりませんけれども、こういったものを追加、削除。それから条例違反の措置の追加、違反が認定された場合、議会の措置、こういったもの。警告書の発出、それから出席の停止、辞職勧告等を加えたと。それから審査請求の改正、これは町民からの請求に加えて議員からも請求できる条文。これはあちこちの議会でこういった方式を取っておりましたので、こういったものを加えています。あとこれについてはまた詳しく説明する。4番目が特別委員会設置方式から審査会設置。これは今、町民から審査請求があった時に特別委員会を設置するというので、議員だけの特別委員会です。それをここに書いてますように審査会方式に変更したらどうかという提案であります。①は、従来は議員による調査であり身内に甘いと揶揄される懸念があったが、学識経験者、有権者、議員による審査会方式にすることによって公正で迅速な審査が期待されると。これに伴って条文を整備と。こういったことで考えて資料を作ってみました。今後の日程については12月議会へとしておりますけれども、これはもうとてもじゃないけど無理ですので、十分慌てなくても良いですので、できれば3月定例会辺りにできないかなと。そして裏面が現行条例と見直し案ということで条文が倍になっております。ただ、倍になったと言いますけれども、審査会方式にした為とか、いろんな現在の条文に不足してる部分を見

直した結果、こういうふうに変えられたというふうには理解をしていただきたいと思っております。例えば審査請求です。第4条3ページ目、町民の審査請求ということで、町民は政治倫理基準に違反する疑いがあると認める時は、これを証する資料を添えて文書で長与町議会議長、以下議長という、に審査を請求することができる。これはたった1人でも請求ができる訳ですよ。果たしてこれで良いのかというのが、よその事例を見ると有権者の200分の1とかの署名があって請求があった時はというふうなそういったものがありましたので、少しそこら辺をやっぱり見直すべきじゃないかなと思ったり、請求があった時に特別委員会の設置という、さっきも説明しましたとおり自分達で自分達のそれを調査。果たしてできるのかと。そういう問題があちこちの議会でも散見されておるということで、ここは公平公正ということからいくと有識者、有権者こういったものも入れたものが必要じゃないかなというそこら辺を踏まえて提案をさせてもらいました。それぞれこれについてはもう読み込んでいただいておりますけれども、

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

委員会を再開いたします。

今それぞれ、この政治倫理条例の見直しについては、叩き台を基にいろんな議論を、意見を出していただきました。ここら辺も踏まえて次の機会に進めていきたい。この政治倫理条例の見直しについては、議長から10月12日にあったというふうに私はメモしとるんですが、この確認も最終的にはする。それとこの見直しの件については、全協でもその旨を皆さんにお話をして、議運で進めていきたいというふうに思っております。次の日程についてお諮りを致します。既にもう文書で通知が来たらと思っておりますけれども27日が12月議会前の議運ですので、この中で所定の事項が協議した後、この続きをまたやりたい。それとFacebook この件はずっと懸案になっておりましたけれども、基本的にそういったものも入ってくるかもしれませんが、一応お繋ぎをしておきたいと思っております。皆さん方何かありませんか。

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

先程お話の中で1番最初の専決処分の条例なんですけども、補佐の方から、それも3月という、10月12日の時には12月議会という話が多分出たと思うんですが、その次の25日時にこれも3月というふうに私、記憶してるんですよ。ちょっと間に合わせきらんやろうみたいな話になったと思います。ちょっと議事録というか記録の方を確認しますが、1回は確かに10月12日には12月議会に間に合わせるみたいな話でしたんですけども、25日の段階ではちょっと間に合わんよなという話をした気がします。そこをちょっと確認させて下さい。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

今の件で仮に委員長がじゃあ次の3月にと言われてますけど、今ここではもう12月に出そうというふうになってますんで、仮にそういうふうになってたとしても、もうこの準備ができたということなんで12月に出すということによろしいんでしょうね。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りをします。

10月12日にこの専決、軽易な事項に関する条例の改正は12月議会で提案したいということを決めとる。ところが10月25日にこれも倫理条例と一緒に3月定例会でというふうにした、そういう発言があったということですが、できればもうここで再度、その12月定例会にお諮りをしたいと軽易な事項の条例については今日まとめましたので。あと全協で一旦説明をしますので、冒頭の議案には入りませんが、また議運を開いて追加議案で出させていただくという段取りになろうかと思えます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それではそういう段取りで進めたいと思います。

以上で本日の議会運営委員会を終わります。お疲れ様でした。

（閉会 12時09分）

委員長